

固定資産税の減額措置制度が創設されました

一定の要件を満たすバリアフリー改修により、固定資産税（翌年度分）の3分の1が減額されます

制度の内容

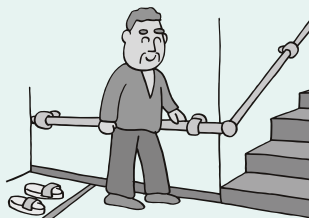
平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、
一定のバリアフリー改修が行われた住宅

【平成19年1月1日にすでに建築されていた住宅に限ります。】



翌年度分の固定資産税の3分の1を減額

※改修された住宅の床面積100㎡分を限度とします。



○対象となる住宅

次のいずれかの人が居住する住宅（賃貸住宅を除く）

- ・65歳以上の人
- ・要介護認定または要支援認定を受けている人
- ・障がい者

○改修内容

（補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの）

廊下の拡幅／手すりの取付け／階段の勾配の緩和／
浴室の改良／床の段差の解消／引き戸への取替え／
便所の改良／床表面の滑り止め化この減額措置を受けるには、改修後3か月以内の
申告が必要です。◇必要書類 工事明細書、現場の写真、領収書の
写し、補助金等の決定通知書または明細書の写し（補助金等を受けた場合）、次のいずれかの
書類（65歳以上の人の住民票の写し、介護保
険被保険者証の写し、「障害者手帳」の写し）◇申告先 税務課固定資産税係
総合事務所市民窓口課税務係

はしか（麻しん）が流行しています



現在、関東地方を中心にはしかが流行しています。はしかはウイルスの空気感染によっておこる感染力の強い病気です。毎年4月～6月が流行のピークといわれており、山口県でも患者の発生・拡大が懸念されています。

【問い合わせ先】保健センター (☎ 71-1814)

■はしか（麻しん）とは

急な発熱，上気道症状，発疹^{ほっしん}を主な症状とする
感染力が極めて強い病気です。潜伏期間は約10
～12日といわれており、いったん発症すると重症で、中耳炎，気管支炎，肺炎，脳炎等を併発することがあります。また，1000人に1人の確率で肺炎や脳炎で，死亡することがあるといわれています。

■はしか（麻しん）かな・・・と思ったら

はしかの初期症状は，風邪の症状と似ていますので，発熱等がある人は，外出等を控え，早めに医療機関を受診してください。

なお，はしかが疑われる場合には，他の人への感染拡大がないよう事前に医療機関に連絡してから受診してください。

予防接種はお済みですか

はしかはワクチンで予防することが可能です。下記に該当する人は予防接種を受けましょう。

①定期予防接種（無料）

- 第1期：生後12か月から生後24か月
- 第2期：5歳以上7歳未満の人で，小学校就学前の1年間（年長児）

②任意予防接種（有料）

- ①に該当しない人で，はしかにかかったことがなく，かつ予防接種を受けていない人

※医師の説明を十分に理解した上で，接種してください。また，料金等については各医療機関へお問い合わせください。